

(公印省略)

2 筑子第98号-2
令和2年4月28日

保護者の皆さま

筑後市長 西田正治

5月7日以降の保育所等の対応について

国による緊急事態宣言に伴い、現在、5月6日まで保育所等への登園自粛を要請しておりますが、福岡県における感染状況は、未だ収束が見通せず、依然として厳しい状況が続いています。

5月7日からの対応につきましては、国の緊急事態宣言の動向や方針を踏まえる必要がありますが、5月7日が大型連休の翌日となっており、保護者の皆さまへの十分な周知を行うことが難しい状況あります。このため、下記の取扱いを決定しお知らせいたします。

なお、今後の国の緊急事態宣言の動向等により追加措置を実施する場合には、別途お知らせします。ご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止のため、今後も引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 対応方針について

① 国による福岡県への緊急事態宣言が「延長」された場合

⇒国による緊急事態宣言の期限まで、引き続き保育所等への登園自粛を要請します。

※要請期間中の利用者負担（保育料）については**2**のと通りの取り扱いとします。

② 国による福岡県への緊急事態宣言が「解除」された場合

⇒通常時の保育対応となり、併せて登園自粛要請も解除となります。

2 利用者負担について（3歳未満児クラスの児童）

上記①の対応となった場合、市の登園自粛要請に基づき、要請期間に自粛いただいた場合、5月1日以降の利用者負担（保育料）を日割り計算します。

なお、前回要請時において、期間のすべてを自粛いただいた場合に限る対応としておりましたが、これまでの本市の感染状況や、自粛要請による児童の登園状況等を考慮し、5月分保育料から登園を自粛いただいた1日単位の日割り計算をさせていただくことといたしました。保護者の方の手続きは必要ありません。

【問合せ】

筑後市 子育て支援課

TEL：0942-65-7017